

奥山の杜クリーンセンター
設置事業に係る生活環境影響調査
(旧報告書の有効性に関する調査結果)

報告書

平成 30 年 2 月

株式会社 ミダック
ユーロフィン日本総研株式会社

目 次

1.平成 22 年調査からの変化による影響 ······	1
(1)周辺環境等の変化 ······	1
(2)施設計画の変更 ······	3-1
2.現地確認調査 ······	4
(1)大気質 ······	4
(2)騒音 ······	8
(3)振動 ······	11
(4)水質 ······	12
3.生活環境影響調査（平成 22 年調査）への影響 ······	23
4.予測結果（水質追加） ······	24

資料編

- ・検討結果詳細
- ・写真帳
- ・試験報告書・計量証明書

添付資料

- ・地域の自然的状況
- ・地域の社会的状況

1. 平成 22 年調査からの変化による影響

(1) 周辺環境等の変化

計画区域周辺における周辺環境の変化等について、既存資料をもとに整理し、平成 22 年調査において生活環境影響調査項目として選定した各項目について再検討した結果を表 1-1 に示す。この結果より、表 1-2 に示す確認調査を実施することとした。

なお、表 1-1 の検討結果の詳細は資料編に掲載した。

表 1-1 周辺環境等の変化により再検討が必要な調査項目の選定

調査事項	影響要因	調査項目	周辺環境等の変化による考え方	検討結果
大気質	・最終区分場・管理型 ・現立件、施設の改修 ・被除・遷別施設 施設の移動	粉じん 石炭	新東名高速道路沿線に存在する大気汚染物質の常時監視地点のうち、計画区域周辺と類似した地盤にある一般幹線大気測定期における新東名高速道路周辺の現況大気質(粉じん)への影響が考えられる。	新東名高速道路周辺の現況大気質(粉じん)及び浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果にて、新幹線高架道路の供用開始前後における二酸化窒素(NO ₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の年間変化は見られないことから、計画区域周辺の現況大気質(粉じん)への影響を軽微と考えられが、確認のため現地調査を実施する。
大気質 騒音	・最終区分場・管理型 ・現立件、施設の改修 ・被除・遷別施設 施設の移動	二酸化窒素(NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM)	新東名高速道路の供用開始に伴い、計画区域周辺の大気量が増加する。これにより、計画区域周辺の現況大気質(NO ₂ ・SPM)への影響が考えられる。計画区域周辺で実施されている道路交通センサスにおける計画区域周辺の交通量調査結果によると、新幹線高架道路の供用開始前後において、一般国道257号、主要地方道浜北三ヶ瀬線及び一般県道引佐の各地点における交通量は減少していることから、計画区域周辺の現況大気質(No ₂ ・SPM)への影響は軽微と考へられが、現地調査は実施しない。	新幹線高架道路の供用開始に伴い、計画区域周辺の大気量が増加する。これにより、計画区域周辺の大気量が増加する。新幹線高架道路の供用開始前後において、一般国道257号、主要地方道浜北三ヶ瀬線及び一般県道引佐の各地点における交通量は減少していることから、計画区域周辺の現況大気質(No ₂ ・SPM)への影響は軽微と考へられが、現地調査は実施しない。
大気質 騒音	・最終区分場・管理型 ・現立件、施設の改修 ・被除・遷別施設 施設の移動	騒音レベル	新東名高速道路を通過する車両による計画区域周辺の現況騒音(騒音レベル)への影響が考へられる。	新幹線高架道路を通過する車両による計画区域周辺の現況騒音(騒音レベル)への影響が考へられる。
振動	・最終区分場・管理型 ・現立件、施設の改修 ・被除・遷別施設 施設の移動	振動レベル	新東名高速道路の供用開始に伴い、計画区域周辺の大気量が増加する。これにより、計画区域周辺の現況騒音(騒音レベル)への影響が考へられる。	新幹線高架道路を通過する車両による計画区域周辺の現況騒音(騒音レベル)への影響が考へられる。
悪臭	・最終区分場・管理型 ・施設の改修 ・被除・遷別施設 施設の移動	振動レベル	計画区域周辺の土地利用に大きな変化は見られないが、新幹線高架道路が平成24年4月14日に開通し、供用が開始されている。	計画区域周辺で実施されている道路交通センサスにおける計画区域周辺の交通量調査結果によると、新幹線高架道路の供用開始前後において、一般国道257号、主要地方道浜北三ヶ瀬線及び一般県道引佐の各地点における交通量は減少していることから、計画区域周辺の現況振動(振動レベル)への影響を軽微と考へられが、現地調査は実施しない。
水質	・最終区分場・管理型 ・施設の改修 ・被除・遷別施設 施設の移動	臭気指標 生物活性物質濃度 悪臭からの悪臭の発生	新東名高速道路を通過する車両による計画区域周辺の現況振動(振動レベル)への影響が考へられる。	新幹線高架道路を通過する車両による計画区域周辺の現況振動(振動レベル)への影響が考へられる。
水質	・最終区分場・管理型 ・施設の改修 ・被除・遷別施設 施設の移動	生物化学的酸素要求量(BOD) 全基質 ダイオキシン の発生 又は排出 地盤回収物から 処理物の放流	計画区域周辺の土地区画整理による水質汚濁度のうち、計画区域周辺における4他の年間平均値は概ね高い傾向には減少する。	計画区域周辺の土地区画整理による水質汚濁度のうち、計画区域周辺における4他の年間平均値は概ね高い傾向には減少する。
地下水	・最終区分場・管理型 ・最終水の流れ	地下水の流れ	計画区域周辺の土地区画整理による水質汚濁度のうち、計画区域周辺における4他の年間平均値は概ね高い傾向には減少する。	計画区域周辺の土地区画整理による水質汚濁度のうち、計画区域周辺における4他の年間平均値は概ね高い傾向には減少する。

表 1-2 確認調査の内容

調査事項	影響要因	調査項目	調査方法	調査地点	調査時期(期間)
大気環境	大気質 ・最終処分場:管理型埋立作業 ・破碎・選別施設施設の稼働	・粉じん(SPM) (・PM2.5)	ロボリウムエーサンブラー(JIS Z 8814)による現地調査を実施する。	計画区域 敷地境界線4地点(No.1~4)	冬季 1日 (24hr)
	騒音 ・最終処分場:管理型埋立作業・施設の稼働 ・破碎・選別施設施設の稼働	・騒音レベル	JIS Z 8731及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル基本評価編地域評価編」(平成11年6月9日環大企第164号・環大二第59号等)に定める方法を基本に測定を実施する。	計画区域 敷地境界線4地点(No.1~4)	冬季 1日 (24hr)
	振動 ・最終処分場:管理型埋立作業・施設の稼働 ・破碎・選別施設施設の稼働	・振動レベル	「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)及びJIS Z 8735に定める方法を基本に測定を実施する。	計画区域 敷地境界線4地点(No.1~4)	冬季 1日 (24hr)
水環境	水質 ・最終処分場:管理型施設からの浸透水の流出、又は浸出液処理設備からの処理水の放流	・生活環境保全項目 ・健康項目 ・農業用水基準項目 ・ダイオキシン類等 ・その他(流量等)	計画区域周辺において、水質調査を実施する。	・No.1 立板沢(計画区域上流) ・No.2 立板沢(計画区域下流) ・No.3 神宮寺川(合流前) ・No.4 神宮寺川(花見橋下) ・No.5 神宮寺川(月見橋下) ・No.6 神宮寺川(向島せき) ・No.7 神宮寺川(みそぎ橋下)	冬季 1回

(2) 施設計画の変更

計画区域における施設計画について、平成 22 年当時生活環境影響調査を行った基本設計図面からの変更について確認したところ、最終処分場に関する施設（埋立区域および水処理施設）については、生活環境影響調査に影響ある変更は行われていない。これに対し、破碎処理施設については、破碎機が設置されている建物の構造（シャッターの位置、種類）及び建物内の廃棄物の位置に変更があったため、これらに対する平成 22 年生活環境影響調査結果への影響について検討を行った。

表 1-3 施設計画の変更とその影響に関する検討結果

施設名称	変更内容	検討を要する 調査事項	検討結果
最終処分場に関する施設			
埋立施設	特になし	なし	生活環境影響調査に影響ある変更が認められない為、再予測の必要はない。
水処理施設	特になし	なし	生活環境影響調査に影響ある変更が認められない為、再予測の必要はない。
破碎処理施設に関する施設			
建物の構造	シャッターの位置が北側から東西へ変更、シャッターの種類が一般重量シャッターから防音シャッター（※）へ変更	騒音、振動	シャッターの位置が変更となつたが、それと共に二重の防音シャッターを採用したため、透過損失は外壁と同等となった（※）。また、防音シャッターを二重とすることで、開放した状況が発生しない構造となっている。 従って、前回予測値と同等、又は下回ることが想定されるため、再予測の必要はない。
廃棄物の位置	南側から北側へ移動	臭気	廃棄物から拡散される臭気は、破碎処理施設の南側に設置された換気扇より周辺に拡散される。この換気扇の位置（南側）に変更がないため、予測結果に変化はないといえる。従って再予測の必要はない。
破碎機の位置	特になし	なし	生活環境影響調査に影響ある変更が認められない為、再予測の必要はない。

※シャッターの透過損失について

以下に典型的な防音シャッターの例を示す。平成 22 年の生活環境影響調査において、破碎処理施設のシャッターとして採用されていたのは T3 等級のシャッターである。これに対し、外壁の透過損失（赤線）は、その二倍よりも小さい値となっている。今回の変更に際し、T3 等級のシャッターが二重に設置されていることから（青線）、外壁と同等の透過損失を見込むことができる。

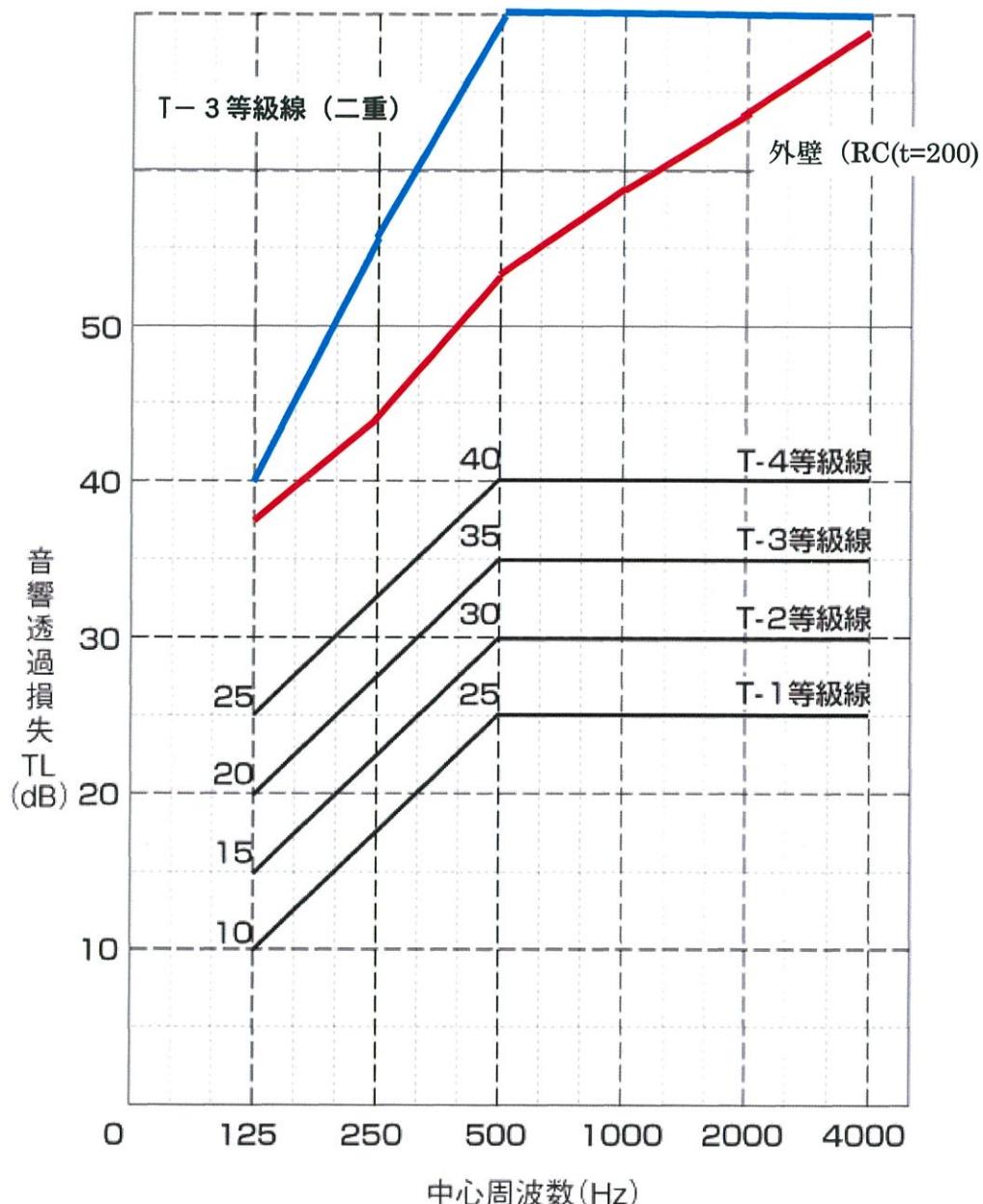
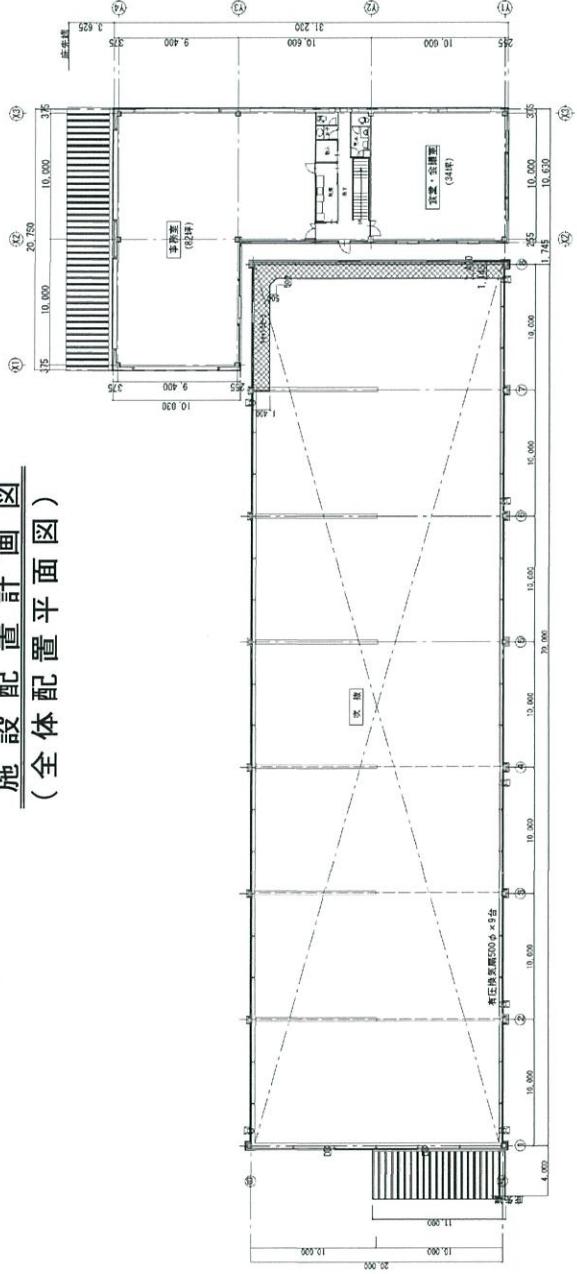
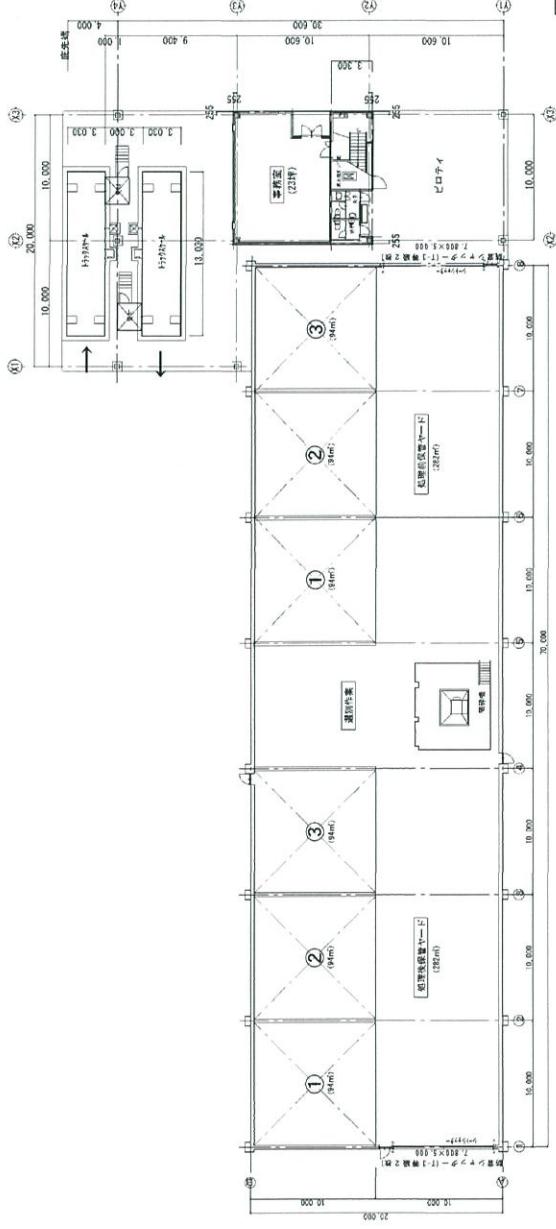


図 防音シャッターの透過損失の例

施設配位置計画図 (全体配置平面図)



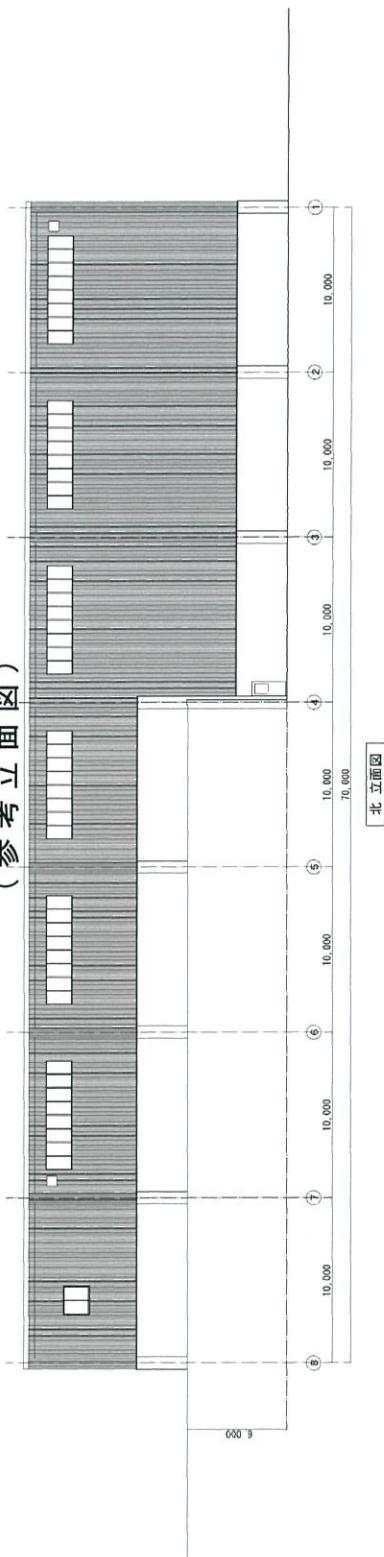
全体2階平面図



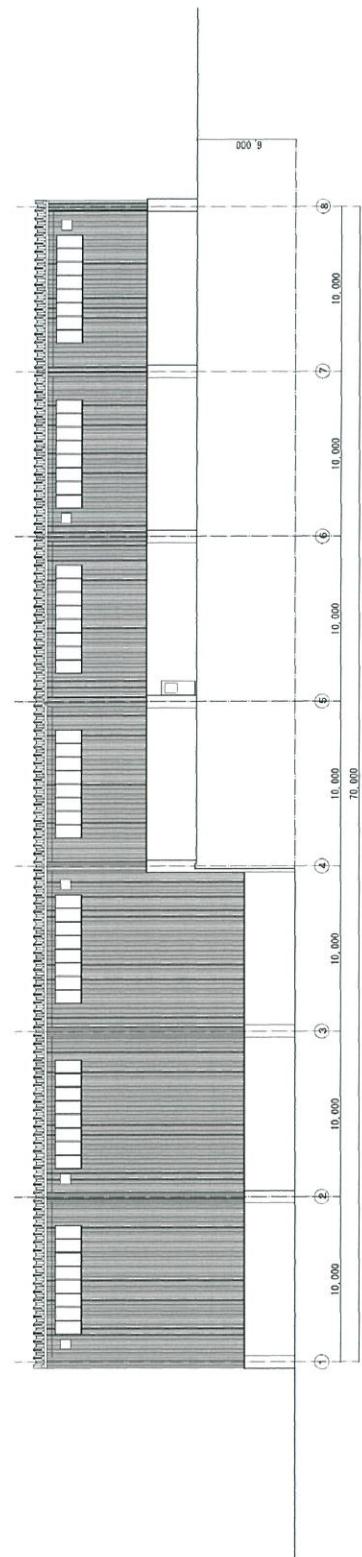
施設配位置平面図
全体配置平面図
(S=1/400)

全体1階平面図

破碎施設設計図 (参考立面図)



北立面図

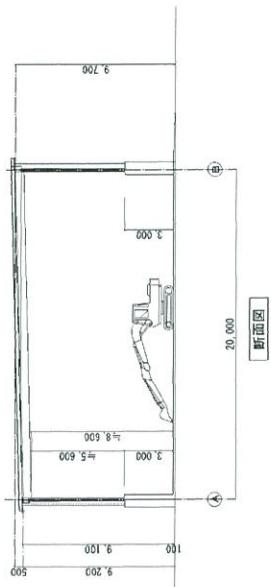


南立面図



東立面図

西立面図

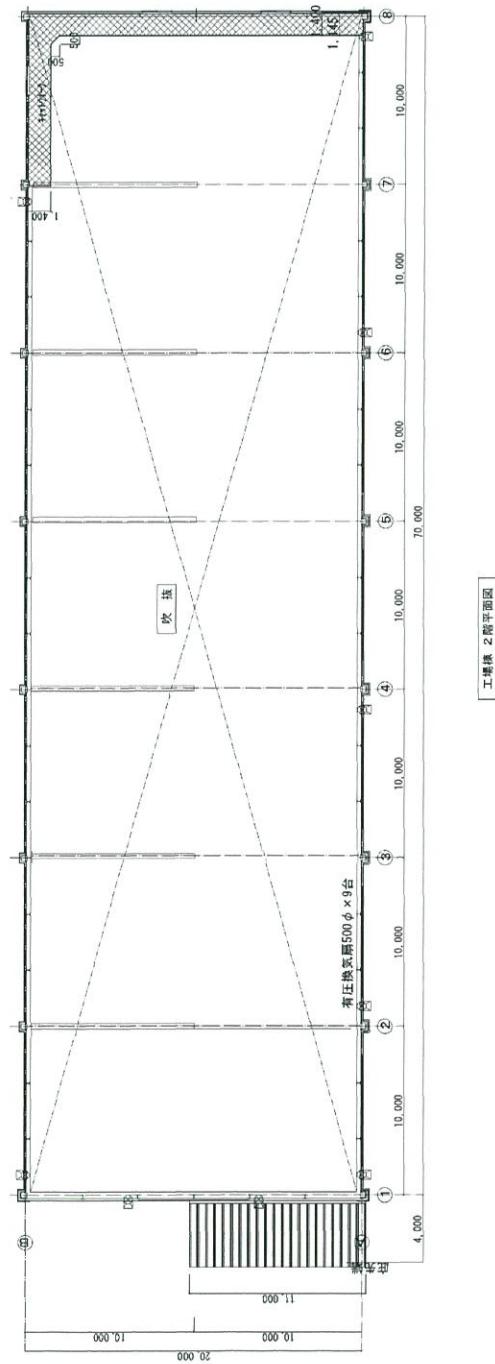


断面図

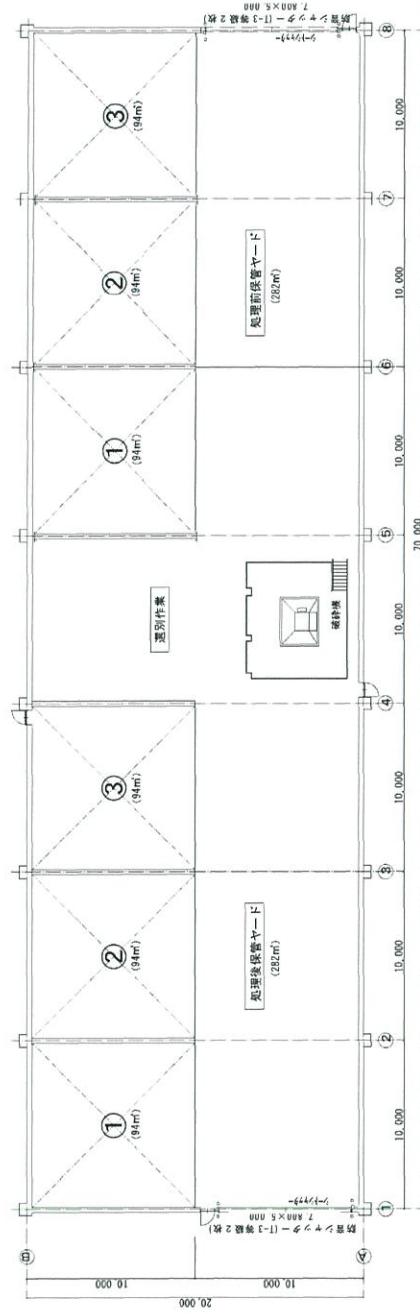
施設の構造図 (1/2)
破碎施設設計図(参考立面図)
(S=1/300)

破砕施設設計平面図 (参考平面図)

キヤツトウオーケ面積: $1.4 \times (20+8.855) + 0.5 \times 0.5 \times 0.5 = 40.397 + 0.125 = 40.522 \rightarrow 40.52m^2$



1 開放面積・計算面積: $70 \times 20 + 21 \times 4 + 11 \times 4 = 1,400 + 84 + 44 = 1,528m^2$



施設の構造図 (2/2)
破砕施設設計図(参考平面図)
(S=1/300)

2. 現地確認調査

表 1-2 に示した現地確認調査を実施した結果を以降に示す。

(1) 大気質

計画区域の敷地境界線付近 4 地点 (No. 1~4) において、過年度調査と同様に粉じん (SPM) の調査を実施した。調査結果を表 2-1-1 に、過年度調査との比較を図 2-1-1~4 に、調査地点の位置を図 2-1-5 に示した。

調査結果は、4 地点ともに環境基準を下回るとともに、過年度調査結果の変動幅（最大と最少の間）内もしくはそれ以下の結果であった。

表 2-1-1 粉じん (SPM) 調査結果

単位: mg/m^3

調査 地点	本調査	過年度調査														
		春調査			夏調査			秋調査			冬調査			年間		
		最大値	最小値	平均値												
No. 1	0.001未満	0.046	0.024	0.031	0.026	0.014	0.020	0.026	0.004	0.018	0.019	0.003	0.010	0.046	0.003	0.020
No. 2	0.006	0.041	0.021	0.032	0.038	0.010	0.023	0.021	0.003	0.015	0.054	0.008	0.025	0.054	0.003	0.024
No. 3	0.008	0.045	0.015	0.027	0.026	0.014	0.021	0.024	0.008	0.018	0.017	0.003	0.008	0.045	0.003	0.019
No. 4	0.008	0.051	0.018	0.031	0.025	0.017	0.020	0.023	0.008	0.014	0.016	0.001	0.007	0.051	0.001	0.018

注1) 調査日：平成29年12月19日10時～12月20日10時

注2) 環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下

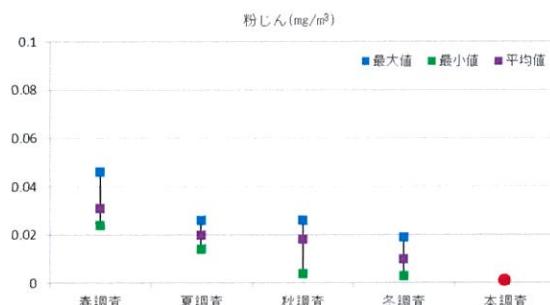


図 2-1-1 過年度調査との比較 (No. 1)

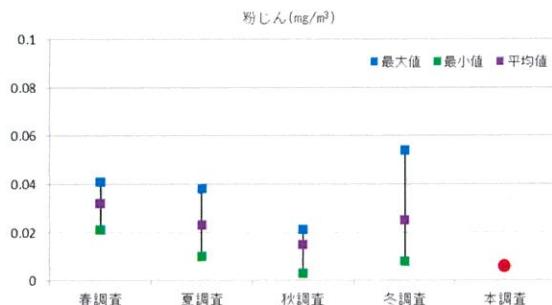


図 2-1-2 過年度調査との比較 (No. 2)

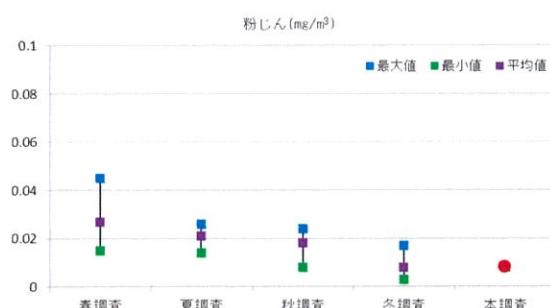


図 2-1-3 過年度調査との比較 (No. 3)

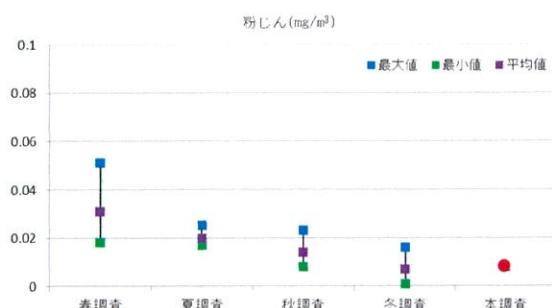


図 2-1-4 過年度調査との比較 (No. 4)

また、過年度調査では実施していなかった微小粒子状物質（PM2.5）についてもNo.3地点で調査を実施した。調査結果を表2-1-2・3に示した。

調査結果は、環境基準を十分に下回る結果であった。

表2-1-2 微小粒子状物質（PM2.5）調査結果

調査地点	本調査		
	時間最大値	時間最小値	日平均値
	No.3	18	-1
			5.3

注1) 調査日：平成29年12月19日10時～12月20日10時

注2) 環境基準：1年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ1日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

表2-1-3 微小粒子状物質（PM2.5）調査結果（1時間値）

時間	PM2.5	時間	PM2.5
11:00	13	23:00	5
12:00	10	0:00	-1
13:00	9	1:00	1
14:00	12	2:00	4
15:00	18	3:00	4
16:00	5	4:00	2
17:00	3	5:00	0
18:00	9	6:00	5
19:00	8	7:00	1
20:00	1	8:00	1
21:00	3	9:00	4
22:00	9	10:00	0
		最大値	18
		最小値	1
		平均値	8.3

注1) 調査日：平成29年12月19日10時～12月20日10時

注2) 環境基準：1年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ1日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

なお、計画区域周辺の気象観測所における気象状況（風向・風速・降水量）を表2-1-4、図2-1-6～9に示した。今回調査及び過年度調査時ともに浜松観測所の最多風向は西北西の風であり、風速も同程度であった。また、天竜観測所の最多風向もともに北北西の風であり、風速も同程度であった。これより計画区域付近においても過年度調査時と同様の気象状況（風向・風速・降水量）であったと考えられる。

表2-1-4 計画区域周辺の気象観測所における気象条件（風向・風速）

		浜松特別地域気象観測所			天竜観測所		
		平均風速 (m/s)	最高風向	降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最高風向	降水量 (mm)
今回 調査	平成29年12月19日	4.7	WNW	0.0	2.7	NNW	0.0
	平成29年12月20日	3.9	WNW	0.0	1.9	NNW	0.0
	期間平均・最多	4.3	WNW	0.0	2.3	NNW	0.0
過去 調査 (冬)	平成22年1月22日	5.5	W	0.0	2.7	NW	0.0
	平成22年1月23日	5.9	WNW	0.0	3.0	NNW	0.0
	平成22年1月24日	4.0	WNW	0.0	1.8	NNW	0.0
	平成22年1月25日	3.9	WNW	0.0	2.9	N	0.0
	平成22年1月26日	5.8	WNW	0.0	3.7	N	0.0
	平成22年1月27日	3.0	W	0.0	2.9	N	0.0
	平成22年1月28日	3.7	WNW	15.0	4.4	NNW	17.5
	平成22年1月29日	5.3	WNW	0.0	2.9	NNW	0.0
	期間平均・最多	4.6	WNW	15.0	3.0	NNW	17.5

出典：「気象庁ホームページ」

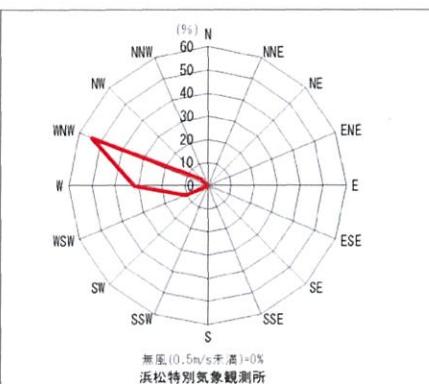


図2-1-6 今回調査時風配図（浜松観測所）

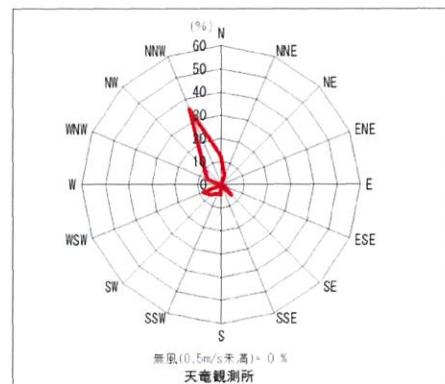


図2-1-7 今回調査時風配図（天竜観測所）

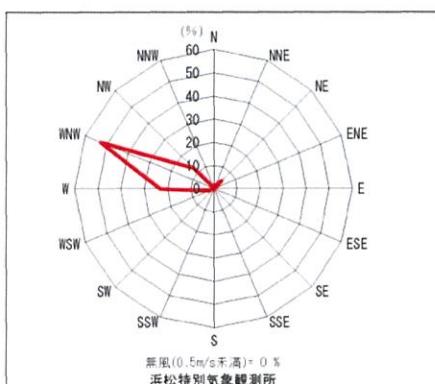


図2-1-8 過去調査時風配図（浜松観測所）

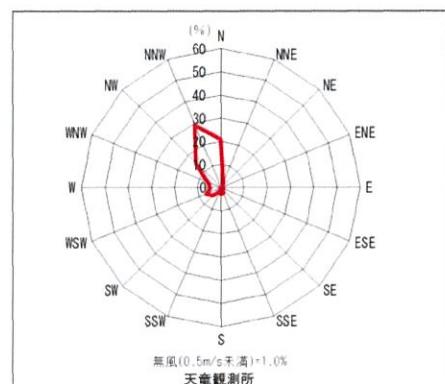


図2-1-9 過去調査時風配図（天竜観測所）

凡例

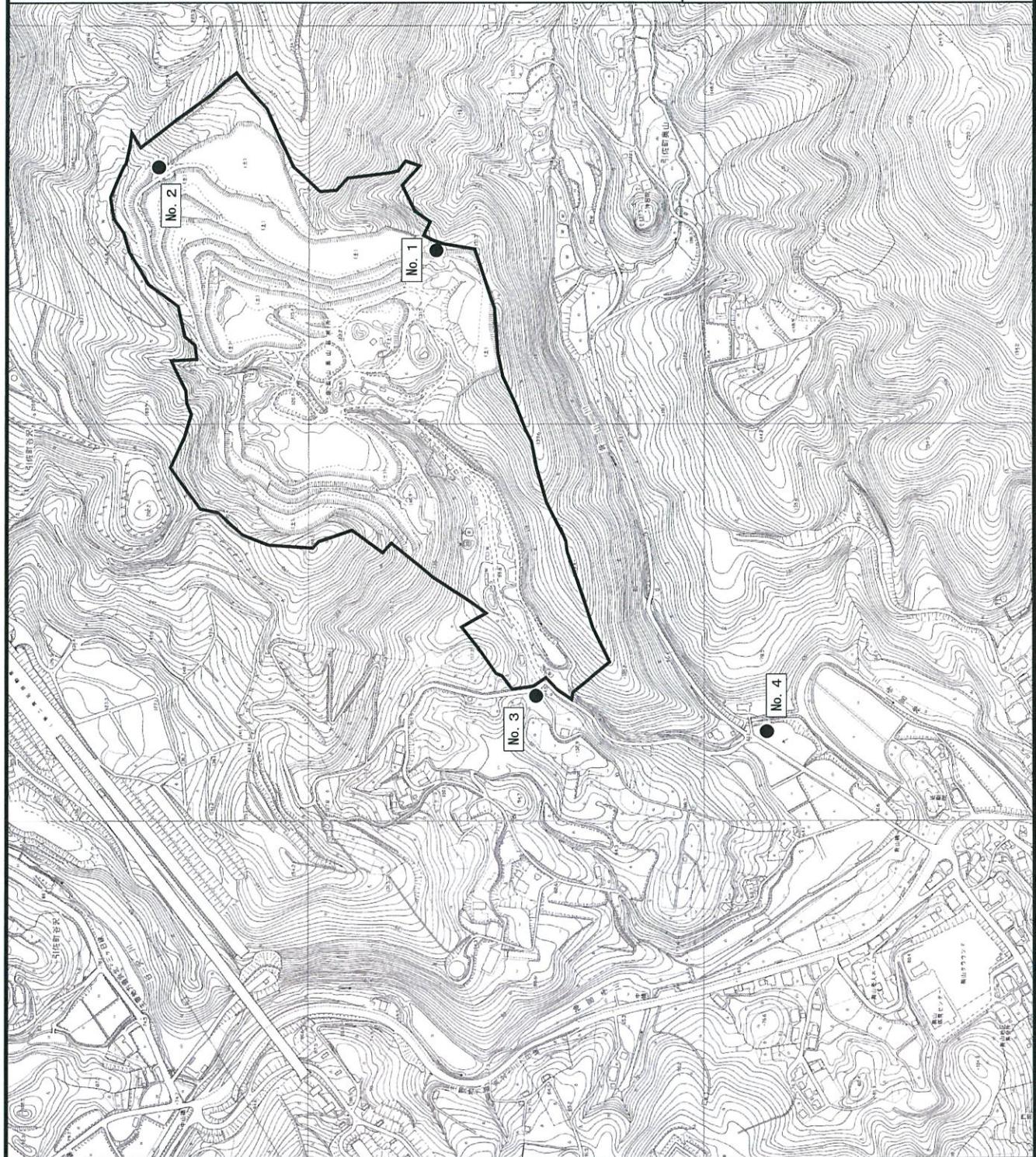
□ : 計画区域

● : 調査地点(敷地境界線)



S = 1:5,000
0 100 200m

図2-1-5 調査地点位置図



(2) 騒音

計画区域の敷地境界線付近4地点（No. 1～4）において、過年度調査と同様に騒音の調査を実施した。

環境基準との比較結果を表2-2-1に、過年度調査との比較を図2-2-1～4に、調査地点の位置を図2-1-5に示した。

調査結果は4地点ともに環境基準を下回るとともに、過年度調査結果の変動幅（最大と最少の間）内もしくはそれ以下の結果であった。

表2-2-1 騒音調査結果（環境基準との比較）

単位：dB(A)

調査 地点	時間 区分	本調査	過年度調査				環境基準
			春調査	夏調査	秋調査	冬調査	
No. 1	昼間	43	39	51	47	50	55
	夜間	35	38	34	31	38	45
No. 2	昼間	43	43	60	44	50	55
	夜間	35	42	48	30	40	45
No. 3	昼間	47	48	55	50	48	55
	夜間	36	43	45	36	35	45
No. 4	昼間	45	56	55	50	49	55
	夜間	38	54	48	37	33	45

注1) 調査日：平成29年12月19日10時～12月20日10時

注2) 調査地点は、騒音に係る環境基準（一般地域）の「B地域」に該当する。

注3) 昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00

注4) 環境基準の評価値は、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）である。

注5) 網掛け部分は、環境基準を超過している。



図2-2-1 過年度調査との比較(No. 1)

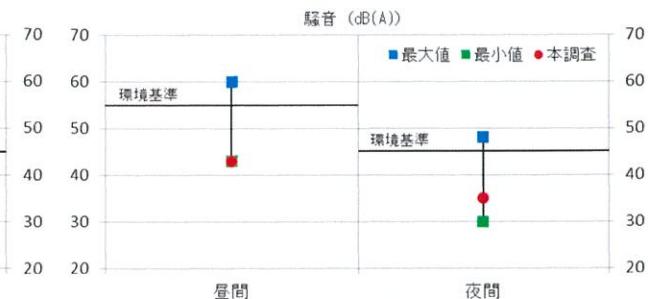


図2-2-2 過年度調査との比較(No. 2)

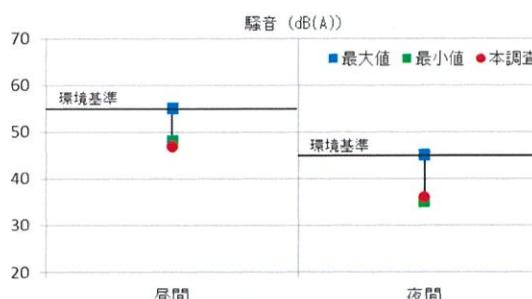


図2-2-3 過年度調査との比較(No. 3)

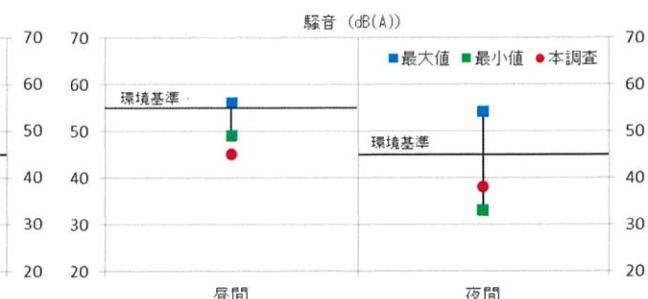


図2-2-4 過年度調査との比較(No. 4)

また、規制基準との比較結果を表2-2-2に、過年度調査との比較を図2-2-5～8に、調査地点の位置を図2-1-5に示した。

調査結果は4地点ともにすべての時間帯で規制基準を下回るとともに、過年度調査結果の変動幅（最大と最少の間）内もしくはそれ以下の結果であった。

なお過年度調査では、道路工事作業音、鳥・カエル・セミ・虫の鳴き声、三嶽鉱山作業音、自動車の走行音の影響により、環境基準及び規制基準を超過している地点、時間帯があった。

表2-2-2 騒音調査結果（規制基準との比較）

調査 地点	時間 区分	本調査	過年度調査				規制基準
			春調査	夏調査	秋調査	冬調査	
No. 1	昼間	48	42	53	49	52	55
	夕	47	37	48	46	44	50
	夜間	38	36	34	33	38	45
	朝	39	40	45	39	42	50
No. 2	昼間	47	45	61	46	52	55
	夕	47	44	56	44	44	50
	夜間	38	44	48	32	40	45
	朝	39	46	58	39	44	50
No. 3	昼間	51	50	56	51	50	55
	夕	48	48	50	52	40	50
	夜間	37	45	45	37	36	45
	朝	48	53	54	44	44	50
No. 4	昼間	46	54	57	53	50	55
	夕	43	56	50	47	39	50
	夜間	38	54	50	38	33	45
	朝	44	53	56	48	43	50

注1) 調査日：平成29年12月19日10時～12月20日10時

注2) 調査地点は、騒音に係る規制基準の「第2種区域」に該当する。

注3) 昼間：8:00～18:00、夕：18:00～22:00、夜間：22:00～6:00、朝：6:00～8:00

注4) 工場騒音（規制基準）の評価値は、変動騒音の場合90%レンジ上端値（ L_{A5} ）である。

注5) 網掛け部分は、規制基準を超過している。

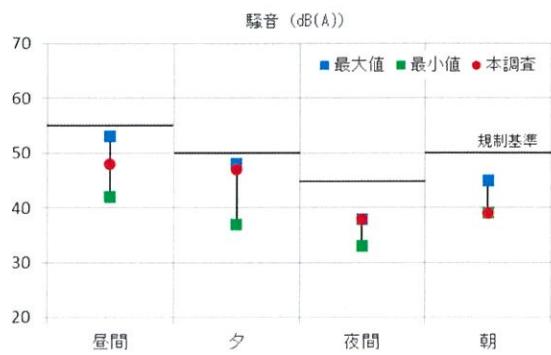


図 2-2-5 過年度調査との比較 (No. 1)

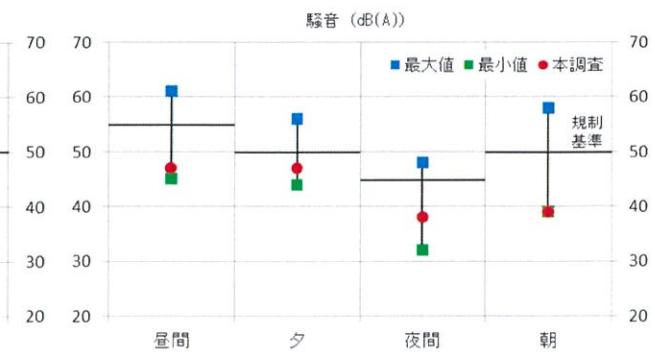


図 2-2-6 過年度調査との比較 (No. 2)

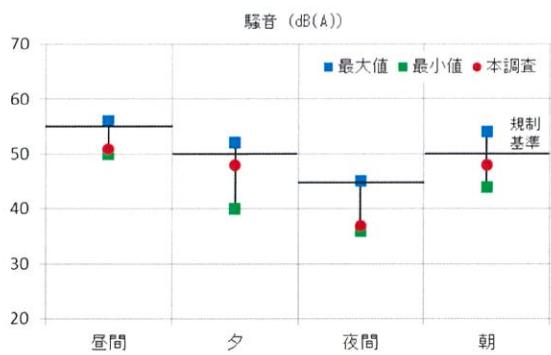


図 2-2-7 過年度調査との比較 (No. 3)

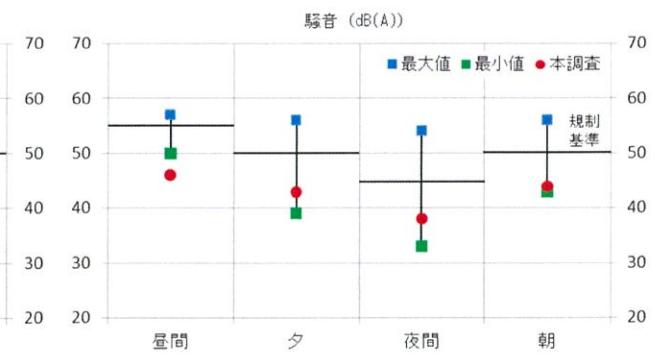


図 2-2-8 過年度調査との比較 (No. 4)

(3) 振動

計画区域の敷地境界線付近4地点（No. 1～4）において、過年度調査と同様に振動の調査を実施した。調査結果を表2-3-1に、調査地点の位置を図2-1-5に示した。

調査結果は、4地点ともに過年度調査の結果と同様にすべて30dB未満であった。

表2-3-1 騒音調査結果（規制基準との比較）

調査 地点	時間 区分	本調査	過年度調査				規制基準
			春調査	夏調査	秋調査	冬調査	
No. 1	昼間	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	65
	夜間	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	55
No. 2	昼間	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	65
	夜間	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	55
No. 3	昼間	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	65
	夜間	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	55
No. 4	昼間	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	65
	夜間	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	55

注1) 調査日：平成29年12月19日10時～12月20日10時

注2) 調査地点は、振動に係る規制基準の「第1種区域の2」に該当する。

注3) 昼間：8:00～20:00、夜間：20:00～8:00

注4) 規制基準の評価値は、80%レンジ上端値（L_{V10}）である。

(4) 水質

計画区域周辺の7地点（No.1～7）において、過年度調査と同様に水質の調査を実施した。調査結果を表2-4-1に、調査地点の位置を図2-4-1に示した。

調査結果は、No.2及びNo.6の大腸菌群数が環境基準を超過していた。また、すべての地点のpH及びNo.7の全窒素が農業用水基準を超過していた。これらは過年度調査と同様の傾向であった。それ以外の項目は環境基準及び農業用水基準を下回っていた。

表2-4-1 水質調査結果

区分	測定項目	単位	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	基準値等			
			立板沢 (計画地上流)	立板沢 (計画地下流)	神宮寺川 (合流前)	神宮寺川 (花見橋下)	神宮寺川 (月見橋下)	神宮寺川 (向島せき)	神宮寺川 (みそぎ橋下)	環境基準 (河川A)	農業用水 基準	排水基準 (参考)	
水温	℃		5.5	7.0	6.0	6.0	6.0	8.0	7.0	---	---	---	
流量	m ³ /min		0.016	0.11	6.2	6.1	12	14	16	---	---	---	
一般生活環境項目	pH		---	8.0	8.1	8.2	8.2	8.0	8.3	8.5	6.5～8.5	6.0～7.5	5.8～8.6
	DO	mg/L	13	12.3	13.8	13.9	13.2	14.8	15.1	7.5	5	---	---
	BOD	mg/L	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	2	---	120	---
	COD	mg/L	1.3	1.6	1.5	1.7	1.3	1.3	1.0	---	6	120	---
	SS	mg/L	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1	25	100	150	---
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	---	---	5	---
	大腸菌群数	MPN/100mL	33	1,300	330	330	230	1,300	790	1000	---	3000 (個/cm ³)	---
	全窒素	mg/L	0.2	0.2	0.8	0.7	0.7	1.0	1.1	---	1	60	---
	全燐	mg/L	0.01	<0.005	0.023	0.018	0.01	0.011	0.024	---	---	8	---
	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	---	---	5	---
	溶解性鉄	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---	---	10	---
	溶解性マンガン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---	---	10	---
	亜鉛	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	---	0.5	2	---
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	---	0.03	---
	金シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	---	1	---
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	---	0.1	---
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	---	0.5	---
	ひ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---	0.1	---
	緑水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	---	0.005	---
	アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	---
	PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003	---
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---	0.2	---
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	---	0.02	---
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	---	0.04	---
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	---	1	---
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04	---	0.4	---
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	---	3	---
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	---	0.06	---
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---	0.1	---
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	---	0.1	---
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	---	0.02	---
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	---	0.06	---
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	---	0.03	---
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---	0.2	---
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---	0.1	---
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---	0.1	---
項目特殊	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.1	0.1	0.7	0.6	0.7	0.9	1.0	10	---	---	---
	ふつ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8	---	8	---
	ほう素	mg/L	0.09	0.05	0.04	0.03	0.02	0.02	0.02	1	---	10	---
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	---	0.5	---
その他の	銅	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	0.02	3	---
	クロム	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---	2	---
電気伝導率	ms/m		12	21	15	15	14	16	17	---	30	---	---
	pp-TEQ/L		0.038	0.043	0.043	0.046	0.045	0.043	0.045	1	---	10	---

注1) 調査日：平成29年12月19日

注2) ダイオキシン類の基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」の基準値。

注3) 赤色の網掛け部分は環境基準(河川A類型)を、黄色部分は農業用水基準を超過していることを表す。

注4) 立板沢及び神宮寺川には環境基準が設定されていないが、参考のため都田川の環境基準である河川A類型との比較を行った。

注5) 調査結果の大腸菌群数と排水基準の大腸菌群数は単位、分析方法が異なるため比較できない。

また、項目毎の過年度調査結果との比較を、表 2-4-2～8 及び図 2-4-2～18 に示した。なお、グラフはすべて定量下限値未満の項目は除き、未満値は未満値の数字とした。全体的には過年度調査結果の変動幅（最大と最少の間）内もしくはそれ以下の結果となっている。No. 1、No. 6 及び No. 7 の pH は、過去の結果を若干上回っていたが、環境基準値を下回っており、過年度調査結果と同様に農業用水基準は超過していた。

また、No. 1、No. 2 及び No. 3 のほう素、No. 1 及び No. 2 のダイオキシン類も過去の結果を若干上回っていたが、基準値を十分に下回る結果であった。

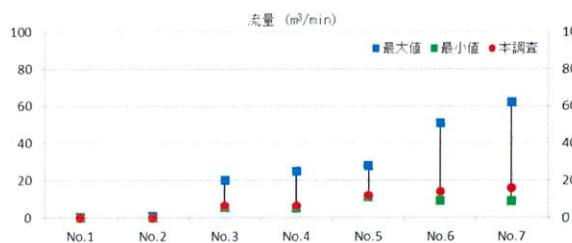


図 2-4-2 過年度調査との比較(流量)

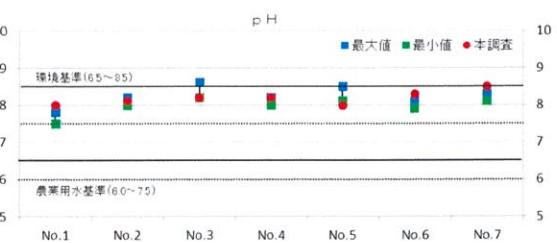


図 2-4-3 過年度調査との比較(pH)

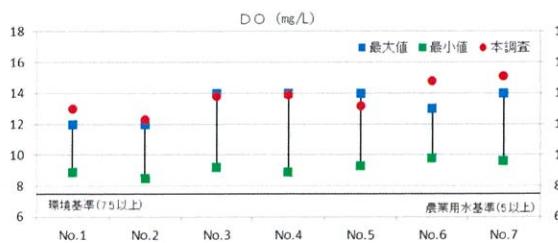


図 2-4-4 過年度調査との比較(DO)

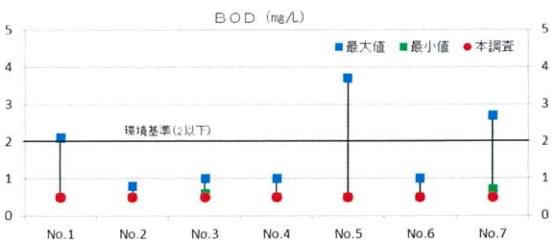


図 2-4-5 過年度調査との比較(BOD)

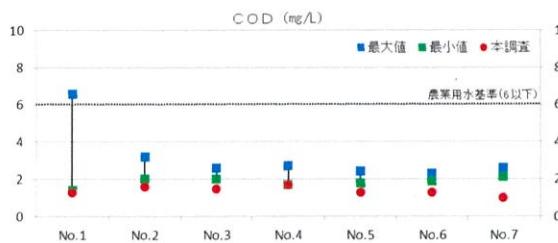


図 2-4-6 過年度調査との比較(COD)

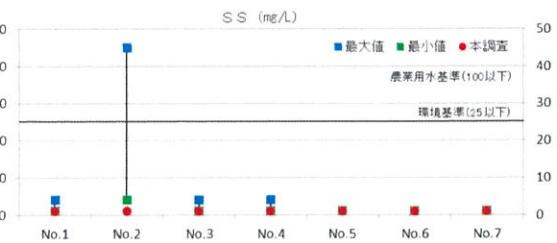


図 2-4-7 過年度調査との比較(SS)

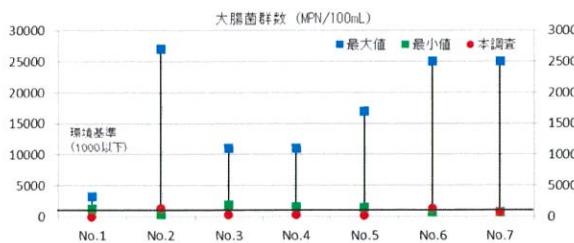


図 2-4-8 過年度調査との比較
(大腸菌群数)

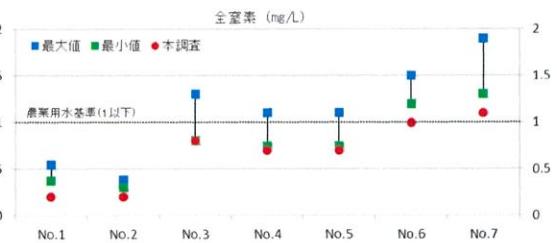


図 2-4-9 過年度調査との比較
(全窒素)

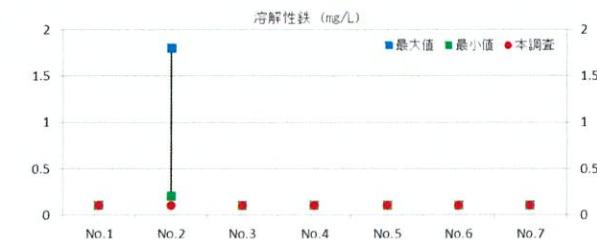
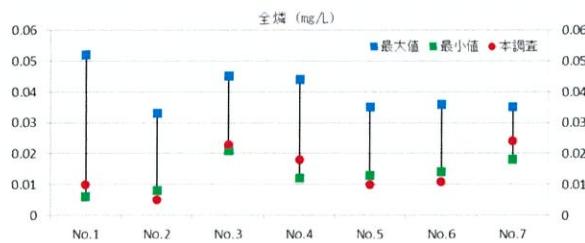


図 2-4-10 過年度調査との比較（全燐）

図 2-4-11 過年度調査との比較（溶解性鉄）

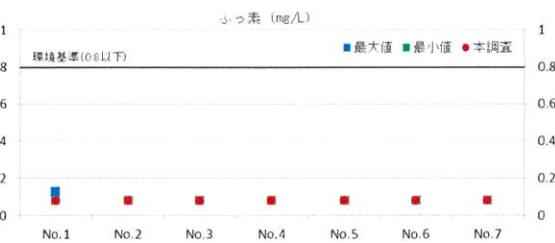
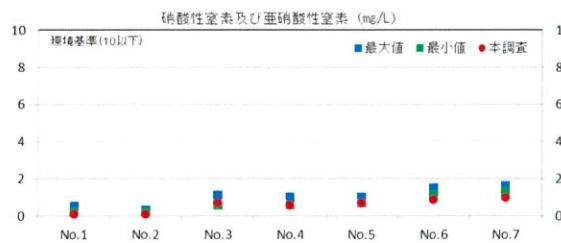


図 2-4-12 過年度調査との比較（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

図 2-4-13 過年度調査との比較（ふつ素）

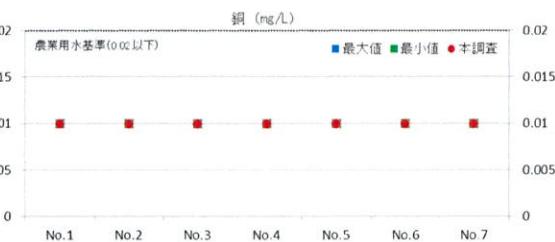
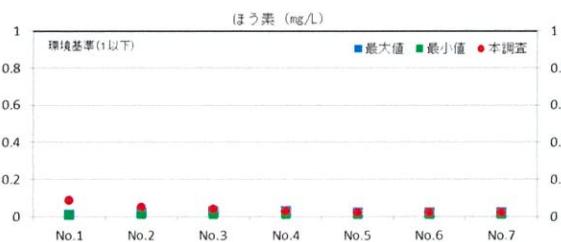


図 2-4-14 過年度調査との比較（ほう素）

図 2-4-15 過年度調査との比較（銅）

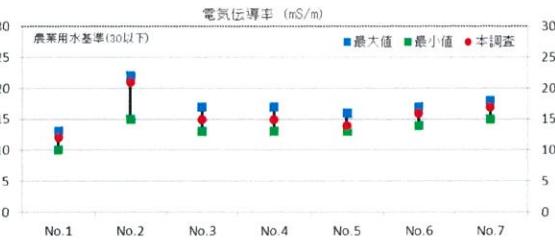
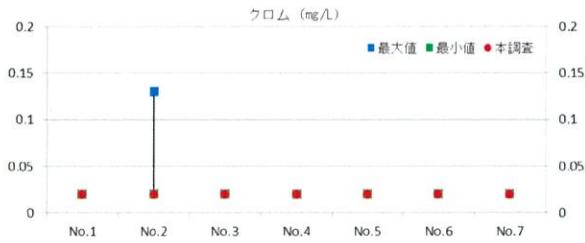


図 2-4-16 過年度調査との比較（クロム）

図 2-4-17 過年度調査との比較（電気伝導率）

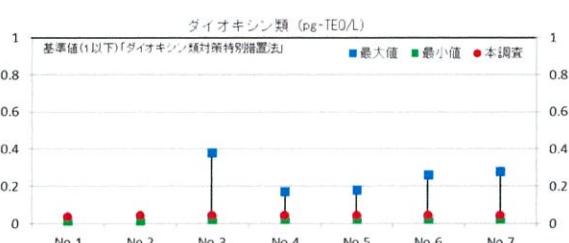


図 2-4-18 過年度調査との比較（ダイオキシン類）

表 2-4-2 過年度調査との比較 (No. 1)

区分	測定項目	単位	本調査	過年度調査				基準値等		
				春調査	夏調査	秋調査	冬調査	環境基準 (河川A)	農業用水 基準	排水基準 (参考)
一般 生活 環境 項目	水温	℃	5.5	13.5	20.5	16.0	5.0	---	---	---
	流量	m ³ /min	0.016	0.41	0.30	0.15	0.09	---	---	---
	pH	—	8.0	7.6	7.5	7.8	7.6	6.5~8.5	6.0~7.5	5.8~8.6
	DO	mg/L	13	10	8.9	9.8	12	7.5	5	—
	BOD	mg/L	<0.5	<0.5	2.1	0.5	0.9	2	—	120
	COD	mg/L	1.3	2.6	6.6	1.4	3.0	—	6	120
	SS	mg/L	<1	2	2	1	4	25	100	150
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	—	5
	大腸菌群数	MPN/100mL	33	1,200	2,000	2,900	3,200	1000	—	3000 (個/cm ³)
	全窒素	mg/L	0.20	0.54	0.45	0.52	0.37	—	1	60
	全磷	mg/L	0.010	0.013	0.052	0.008	0.006	—	—	8
	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	5
	溶解性鉄	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	10
	溶解性マンガン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	10
健康 項目	亜鉛	mg/L	<0.003	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	0.5	2
	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	—	0.03
	全シアン	mg/L	不検出	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	—	1
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	—	0.1
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	—	0.5
	ひ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	0.1
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	—	0.005
	アルキル水銀	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	—	不検出
	PCB	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	—	0.003
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	—	0.2
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	—	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	—	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	—	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	—	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	—	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	—	0.06
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01	—	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	—	0.1
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	—	0.02
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	—	0.06
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	—	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	—	0.2
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	0.1
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	0.1
特殊 項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.1	0.5	0.2	0.4	0.2	10	—	—
	ふつ素	mg/L	<0.08	0.08	0.13	<0.08	<0.08	0.8	—	8
	ほう素	mg/L	0.09	<0.01	0.01	<0.01	0.01	1	—	10
その他	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	—	<0.005	0.05	—	0.5
	銅	mg/L	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	0.02	3
その他	クロム	mg/L	<0.002	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—	—	2
	電気伝導率	mS/m	12	10	10	13	12	—	30	—
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.038	0.020	0.017	0.013	0.017	1	—	10

注1) 調査日：平成29年12月19日

注2) ダイオキシン類の基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」の基準値。

注3) 赤色の網掛け部分は環境基準(河川A類型)を、黄色部分は農業用水基準を超過していることを表す。

注4) 立板沢及び神宮寺川には環境基準が設定されていないが、参考のため都田川の環境基準である河川A類型との比較を行った。

注5) 調査結果の大腸菌群数と排水基準の大腸菌群数は単位、分析方法が異なるため比較できない。

表 2-4-3 過年度調査との比較 (No. 2)

区分	測定項目	単位	本調査	過年度調査				基準値等		
				春調査	夏調査	秋調査	冬調査	環境基準 (河川A)	農業用水 基準	排水基準 (参考)
一般生活環境項目	水温	℃	7.0	15.5	22.5	15.5	5.5	---	---	---
	流量	m³/min	0.11	0.88	0.59	0.46	0.13	---	---	---
	pH	—	8.1	8.1	8.1	8.2	8.0	6.5~8.5	6.0~7.5	5.8~8.6
	DO	mg/L	12.3	11	8.5	9.6	12	7.5	5	—
	BOD	mg/L	<0.5	<0.5	0.6	0.8	0.5	2	—	120
	COD	mg/L	1.6	3.1	3.2	2.5	2.0	—	6	120
	SS	mg/L	1	45	20	16	4	25	100	150
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	—	5
	大腸菌群数	MPN/100mL	1300	630	27,000	17,000	310	1000	—	3000 (細/cm³)
	全窒素	mg/L	0.20	0.38	0.34	0.36	0.30	—	1	60
	全磷	mg/L	<0.005	0.033	0.028	0.008	0.008	—	—	8
	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	5
	溶解性鉄	mg/L	<0.1	1.8	0.3	0.2	0.2	—	—	10
	溶解性マンガン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	10
	亜鉛	mg/L	<0.003	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	0.5	2
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	—	—	0.03
	全シアン	mg/L	不検出	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	—	1
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	—	—	0.1
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	—	—	0.5
	ひ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	—	0.1
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	—	—	0.005
	アルキル水銀	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	—	不検出
	PCB	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	—	0.003
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	—	—	0.2
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	—	—	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	—	—	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	—	—	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	—	—	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	—	—	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	—	—	0.06
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	0.01	—	—	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	—	—	0.1
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	—	—	0.02
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	—	—	0.06
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	—	—	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	—	—	0.2
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	—	0.1
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	—	0.1
特殊項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.1	0.3	0.3	0.3	0.2	10	—	—
	ふつ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8	—	—	8
	ほう素	mg/L	0.05	<0.01	0.02	0.02	0.02	1	—	10
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	—	<0.005	0.05	—	0.5
その他	銅	mg/L	<0.005	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	0.02	3
	クロム	mg/L	<0.002	0.13	0.03	0.03	<0.02	—	—	2
その他	電気伝導率	mS/m	21	15	17	22	20	—	30	—
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.043	0.019	0.016	0.023	0.015	1	—	10

注1) 調査日：平成29年12月19日

注2) ダイオキシン類の基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」の基準値。

注3) 赤色の網掛け部分は環境基準(河川A類型)を、黄色部分は農業用水基準を超過していることを表す。

注4) 立板沢及び神宮寺川には環境基準が設定されていないが、参考のため都田川の環境基準である河川A類型との比較を行った。

注5) 調査結果の大腸菌群数と排水基準の大腸菌群数は単位、分析方法が異なるため比較できない。

表 2-4-4 過年度調査との比較 (No. 3)

区分	測定項目	単位	本調査	過年度調査				基準値等		
				春調査	夏調査	秋調査	冬調査	環境基準 (河川A)	農業用水 基準	排水基準 (参考)
一般項目	水温	°C	6.0	16.0	24.5	16.0	6.0	---	---	---
	流量	m ³ /min	6.2	20	17	7.3	5.5	---	---	---
	pH	—	8.2	8.4	8.2	8.3	8.6	6.5~8.5	6.0~7.5	5.8~8.6
	DO	mg/L	13.8	11	9.2	10	14	7.5	5	—
	BOD	mg/L	0.5	<0.5	0.6	1.0	0.7	2	—	120
	COD	mg/L	1.5	2.6	2.6	2.1	2.0	—	6	120
	SS	mg/L	<1	4	2	<1	<1	25	100	150
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	—	5
	大腸菌群数	MPN/100mL	330	2,200	11,000	10,000	1,900	1000	—	3000 (個/cm ³)
	全窒素	mg/L	0.8	1.0	0.8	1.2	1.3	—	1	60
	全磷	mg/L	0.023	0.040	0.045	0.026	0.021	—	—	8
	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	5
	溶解性鉄	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	10
	溶解性マンガン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	10
健康項目	亜鉛	mg/L	<0.003	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	0.5	2
	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	—	—	0.03
	全シアン	mg/L	不検出	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	—	1
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	—	—	0.1
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	—	—	0.5
	ひ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	—	0.1
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	—	—	0.005
	アルキル水銀	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	—	不検出
	PCB	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	—	0.003
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	—	—	0.2
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	—	—	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	—	—	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	—	—	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	—	—	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	—	—	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	—	—	0.06
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	0.01	—	—	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	—	—	0.1
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	—	—	0.02
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	—	—	0.06
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	—	—	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	—	—	0.2
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	—	0.1
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	—	0.1
特殊項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.7	1.0	0.6	1.0	1.1	10	—	—
	ふつ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8	—	—	8
	ほう素	mg/L	0.04	0.01	0.02	0.02	0.03	1	—	10
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	—	<0.005	0.05	—	0.5
その他	銅	mg/L	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	0.02	3
	クロム	mg/L	<0.002	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—	—	2
その他	電気伝導率	mS/m	15	13	15	17	16	—	30	—
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.043	0.38	0.14	0.030	0.023	1	—	10

注1) 調査日：平成29年12月19日

注2) ダイオキシン類の基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」の基準値。

注3) 赤色の網掛け部分は環境基準(河川A類型)を、黄色部分は農業用水基準を超過していることを表す。

注4) 立板沢及び神宮寺川には環境基準が設定されていないが、参考のため都田川の環境基準である河川A類型との比較を行った。

注5) 調査結果の大腸菌群数と排水基準の大腸菌群数は単位、分析方法が異なるため比較できない。

表 2-4-5 過年度調査との比較 (No. 4)

区分	測定項目	単位	本調査	過年度調査				基準値等		
				春調査	夏調査	秋調査	冬調査	環境基準 (河川A)	農業用水 基準	排水基準 (参考)
一般 項目	水温	℃	6.0	15.5	24.0	15.5	6.0	---	---	---
	流量	m ³ /min	6.1	25	18	11	5.2	---	---	---
	pH	—	8.2	8.2	8.0	8.0	8.2	6.5~8.5	6.0~7.5	5.8~8.6
	DO	mg/L	13.9	11	8.9	10	14	7.5	5	—
	BOD	mg/L	<0.5	0.6	<0.5	1.0	0.5	2	—	120
	COD	mg/L	1.7	2.7	2.2	2.0	1.7	—	6	120
	SS	mg/L	<1	4	1	<1	<1	25	100	150
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	—	5
	大腸菌群数	MPN/100mL	330	2,200	11,000	8,600	1,500	1000	—	3000 (個/cm ³)
	全窒素	mg/L	0.7	1.0	0.7	1.1	1.1	—	1	60
	全磷	mg/L	0.018	0.037	0.044	0.018	0.012	—	—	8
	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	5
	溶解性鉄	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	10
	溶解性マンガン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	10
健康 項目	亜鉛	mg/L	<0.003	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	0.5	2
	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	—	0.03
	全シアン	mg/L	不検出	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	—	1
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	—	0.1
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	—	0.5
	ひ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	0.1
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	—	0.005
	アルキル水銀	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	—	不検出
	PCB	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	—	0.003
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	—	0.2
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	—	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	—	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	—	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	—	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	—	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	—	0.06
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01	—	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	—	0.1
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	—	0.02
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	—	0.06
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	—	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	—	0.2
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	0.1
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	0.1
特殊 項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.6	1.0	0.6	1.0	0.9	10	—	—
	ふつ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8	—	8
	ほう素	mg/L	0.03	0.01	0.03	0.02	0.03	1	—	10
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	—	<0.005	0.05	—	0.5
その他	銅	mg/L	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	0.02	3
	クロム	mg/L	<0.002	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—	—	2
その他	電気伝導率	mS/m	15	13	15	17	16	—	30	—
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.046	0.17	0.17	0.025	0.025	1	—	10

注1) 調査日：平成29年12月19日

注2) ダイオキシン類の基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」の基準値。

注3) 赤色の網掛け部分は環境基準(河川A類型)を、黄色部分は農業用水基準を超過していることを表す。

注4) 立板沢及び神宮寺川には環境基準が設定されていないが、参考のため都田川の環境基準である河川A類型との比較を行った。

注5) 調査結果の大腸菌群数と排水基準の大腸菌群数は単位、分析方法が異なるため比較できない。

表 2-4-6 過年度調査との比較 (No. 5)

区分	測定項目	単位	本調査	過年度調査				基準値等		
				春調査	夏調査	秋調査	冬調査	環境基準 (河川A)	農業用水 基準	排水基準 (参考)
一般項目	水温	°C	6.0	14.5	24.0	17.5	7.0	---	---	---
	流量	m³/min	12	28	17	18	11	---	---	---
	pH	—	8.0	8.1	8.1	8.4	8.5	6.5~8.5	6.0~7.5	5.8~8.6
	DO	mg/L	13.2	11	9	10	14	7.5	5	—
	BOD	mg/L	<0.5	<0.5	0.5	1.1	3.7	2	—	120
	COD	mg/L	1.3	1.8	2.4	2.2	1.9	—	6	120
	SS	mg/L	<1	1	1	<1	<1	25	100	150
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	—	5
	大腸菌群数	MPN/100mL	230	1,400	17,000	12,000	1,500	1000	—	3000 (個/cm³)
	全窒素	mg/L	0.7	1.0	0.74	1.0	1.1	—	1	60
	全磷	mg/L	0.010	0.024	0.035	0.019	0.013	—	—	8
	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	5
	溶解性鉄	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	10
	溶解性マンガン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	10
健康項目	亜鉛	mg/L	<0.003	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	0.5	2
	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	—	0.03
	全シアン	mg/L	不検出	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	—	1
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	—	0.1
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	—	0.5
	ひ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	0.1
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	—	0.005
	アルキル水銀	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	—	不検出
	PCB	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	—	0.003
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	—	0.2
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	—	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	—	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	—	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	—	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	—	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	—	0.06
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01	—	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	—	0.1
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	—	0.02
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	—	0.06
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	—	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	—	0.2
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	0.1
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	—	0.1
特殊項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.7	1.0	0.7	0.9	0.9	10	—	—
	ふつ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8	—	8
	ほう素	mg/L	0.02	<0.01	0.02	0.02	0.02	1	—	10
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	—	<0.005	0.05	—	0.5
その他	銅	mg/L	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	0.02	3
	クロム	mg/L	<0.002	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—	—	2
その他	電気伝導率	mS/m	14	13	14	16	15	—	30	—
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.045	0.12	0.18	0.028	0.024	1	—	10

注1) 調査日：平成29年12月19日

注2) ダイオキシン類の基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」の基準値。

注3) 赤色の網掛け部分は環境基準(河川A類型)を、黄色部分は農業用水基準を超過していることを表す。

注4) 立板沢及び神宮寺川には環境基準が設定されていないが、参考のため都田川の環境基準である河川A類型との比較を行った。

注5) 調査結果の大腸菌群数と排水基準の大腸菌群数は単位、分析方法が異なるため比較できない。

表 2-4-7 過年度調査との比較 (No. 6)

区分	測定項目	単位	本調査	過年度調査				基準値等		
				春調査	夏調査	秋調査	冬調査	環境基準 (河川A)	農業用水 基準	排水基準 (参考)
一般項目	水温	℃	8.0	14.5	25.0	16.5	8.0	---	---	---
	流量	m ³ /min	14	41	51	20	9.2	---	---	---
	pH	---	8.3	8.1	8.1	7.9	7.9	6.5~8.5	6.0~7.5	5.8~8.6
	DO	mg/L	14.8	12	10	10	13	7.5	5	---
	BOD	mg/L	0.5	0.5	0.8	1.0	0.8	2	---	120
	COD	mg/L	1.3	2.1	2.3	2.0	1.9	---	6	120
	SS	mg/L	<1	<1	1	<1	<1	25	100	150
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	---	---	5
	大腸菌群数	MPN/100mL	1,300	3,100	25,000	10,000	770	1000	---	3000 (個/cm ³)
	全窒素	mg/L	1.0	1.5	1.2	1.5	1.5	---	1	60
	全磷	mg/L	0.011	0.036	0.026	0.015	0.014	---	---	8
	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	---	---	5
	溶解性鉄	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---	---	10
	溶解性マンガン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---	---	10
	亜鉛	mg/L	<0.003	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	---	0.5	2
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	---	0.03
	全シアン	mg/L	不検出	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	---	1
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	---	0.1
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	---	0.5
	ひ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---	0.1
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	---	0.005
	アルキル水銀	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	---	不検出
	PCB	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	---	0.003
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---	0.2
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	---	0.02
	1,1-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	---	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	---	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	---	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	---	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	---	0.06
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01	---	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	---	0.1
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	---	0.02
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	---	0.06
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	---	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---	0.2
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---	0.1
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---	0.1
特殊項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.9	1.5	1.1	1.3	1.3	10	---	---
	ふつ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8	---	8
	ほう素	mg/L	0.02	<0.01	0.01	0.01	0.02	1	---	10
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	---	---	---	<0.005	0.05	---	0.5
その他	銅	mg/L	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	---	0.02	3
	クロム	mg/L	<0.002	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	---	---	2
その他	電気伝導率	mS/m	16	14	16	17	17	---	30	---
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.043	0.26	0.14	0.036	0.024	1	---	10

注1) 調査日：平成29年12月19日

注2) ダイオキシン類の基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」の基準値。

注3) 赤色の網掛け部分は環境基準(河川A類型)を、黄色部分は農業用水基準を超過していることを表す。

注4) 立板沢及び神宮寺川には環境基準が設定されていないが、参考のため都田川の環境基準である河川A類型との比較を行った。

注5) 調査結果の大腸菌群数と排水基準の大腸菌群数は単位、分析方法が異なるため比較できない。

表 2-4-8 過年度調査との比較 (No. 7)

区分	測定項目	単位	本調査	過年度調査				基準値等		
				春調査	夏調査	秋調査	冬調査	環境基準 (河川A)	農業用水 基準	排水基準 (参考)
一般項目	水温	°C	7.0	15.5	24.5	17.5	7.0	---	---	---
	流量	m ³ /min	16	62	49	25	9.0	---	---	---
	pH	---	8.5	8.2	8.1	8.3	8.3	6.5~8.5	6.0~7.5	5.8~8.6
	DO	mg/L	15.1	12	10	11	14	7.5	5	---
	BOD	mg/L	<0.5	1.3	0.7	1.0	2.7	2	---	120
	COD	mg/L	1.0	2.6	2.4	2.2	2.1	---	6	120
	SS	mg/L	<1	1	1	<1	<1	25	100	150
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	---	---	5
	大腸菌群数	MPN/100mL	790	6,600	25,000	19,000	740	1000	---	3000 (個/cm ³)
	全窒素	mg/L	1.1	1.6	1.3	1.6	1.9	---	1	60
	全磷	mg/L	0.024	0.030	0.035	0.018	0.025	---	---	8
	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	---	---	5
	溶解性鉄	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---	---	10
	溶解性マンガン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---	---	10
	亜鉛	mg/L	<0.003	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	---	0.5	2
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	---	---	0.03
	全シアン	mg/L	不検出	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	---	1
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	---	0.1
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	---	0.5
	ひ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---	0.1
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	---	0.005
	アルキル水銀	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	---	不検出
	PCB	mg/L	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出	---	0.003
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---	---	0.2
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	---	---	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	---	---	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	---	---	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	---	---	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	---	---	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	---	---	0.06
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	0.01	---	---	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	---	---	0.1
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	---	---	0.02
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	---	---	0.06
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	---	---	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---	---	0.2
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---	---	0.1
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---	---	0.1
特殊項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.0	1.6	1.3	1.4	1.5	10	---	---
	ふつ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8	---	---	8
	ほう素	mg/L	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	1	---	10
その他	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	---	---	---	<0.005	0.05	---	0.5
	銅	mg/L	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01	---	0.02	---	3
	クロム	mg/L	<0.002	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	---	---	2
その他	電気伝導率	mS/m	17	15	17	18	18	---	30	---
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.045	0.28	0.051	0.028	0.026	1	---	10

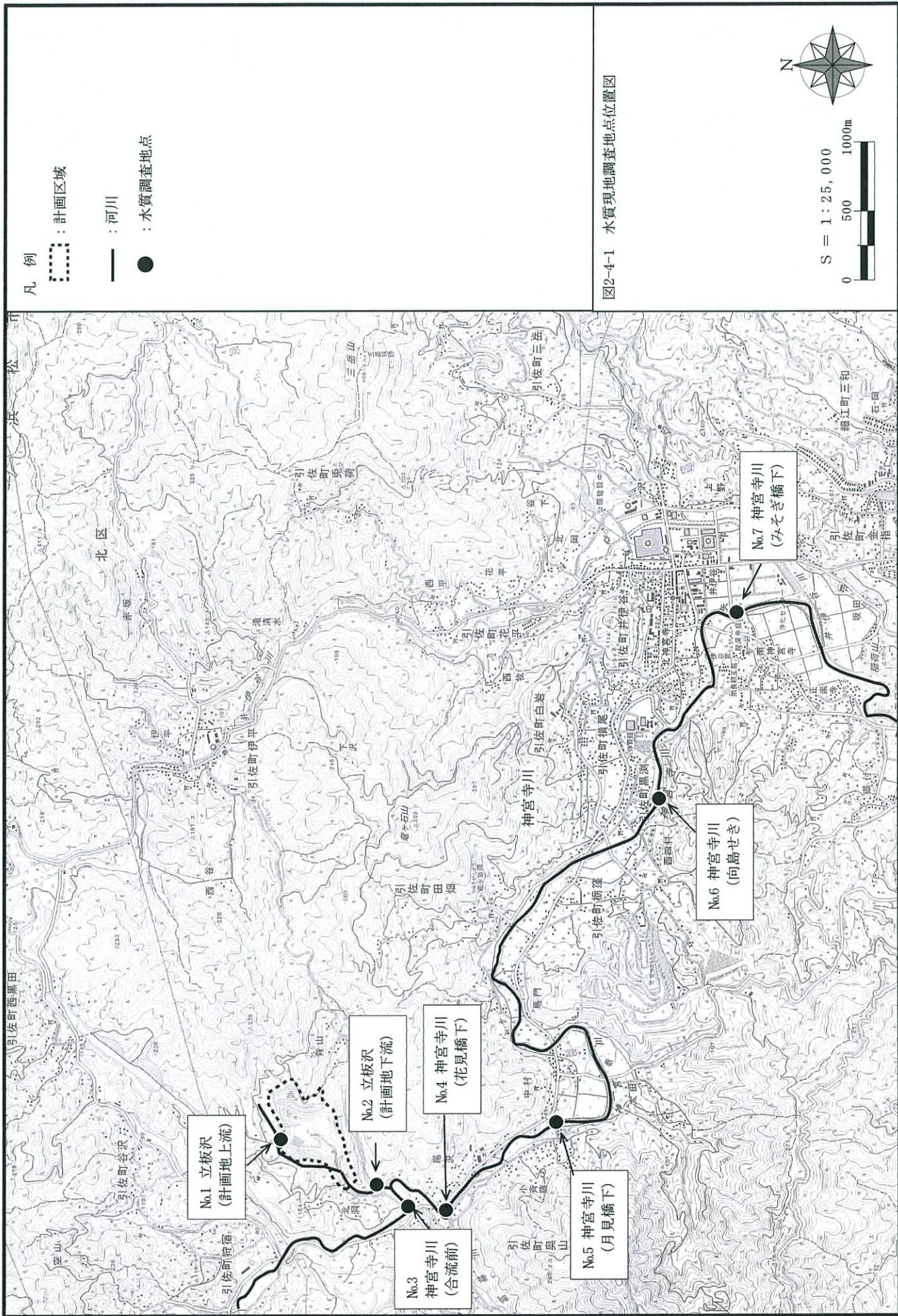
注1) 調査日：平成29年12月19日

注2) ダイオキシン類の基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」の基準値。

注3) 赤色の網掛け部分は環境基準(河川A類型)を、黄色部分は農業用水基準を超過していることを表す。

注4) 立板沢及び神宮寺川には環境基準が設定されていないが、参考のため都田川の環境基準である河川A類型との比較を行った。

注5) 調査結果の大腸菌群数と排水基準の大腸菌群数は単位、分析方法が異なるため比較できない。



3. 生活環境影響調査（平成 22 年調査）への影響

現地確認調査の結果より、周辺環境の変化及び施設計画の変更による生活環境影響調査（平成 22 年調査）への影響は軽微であると判断されることから、生活環境影響調査報告書（平成 22 年調査）の有効性に問題はないと判断した。

ただし、各法規制については、基準値の改定や項目の追加がされていることから、維持管理基準の修正・追加を行い、モニタリング計画で対応していくことが必要と考えられる。

【大気質】

- ・大気汚染に係る環境基準として、微小粒子状物質（PM2.5）が追加されている。

【水質】

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分に係る技術上の基準を定める省令」に基づく排水基準は、カドミウム、トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンの基準値が改定され、1,4-ジオキサンが追加されている。

【地下水】

- ・地下水等検査項目の地下水基準は、カドミウム、トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンの基準値が改定され、1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーが追加されている。

なお、【水質】の 1,4-ジオキサンに関しては、平成 22 年度当時に予想されていた排水基準への項目追加が行われたため、条件的に最も厳しい冬期のデータを用いて予測計算を行った。予測計算の結果を、「4. 予測結果（水質追加）」に示す。

4. 予測結果（水質追加）

(1) 予測の概要

予測の概要を表 4-1-1 に示す。

表 4-1-1 予測の概要

影響要因	予測対象時期	予測項目	予測地点、範囲
浸出水処理施設から の処理水の放流	水質に及ぼす影響が 最大となる渇水期(12 ～2月)	1,4-ジオキサン	神宮寺川 4 地点 都田川 1 地点

注) 井伊谷川では 1,4-ジオキサンの測定が行われていないため、予測地点から削除した。

(2) 予測方法

予測方法は、下流河川が完全混合されたとの水質汚濁物質濃度を完全混合式により予測する「定量的予測」とする。完全混合式を式-1 に示す。

現況河川の水質汚濁物質濃度が定量下限値未満の場合、定量下限値の数値を水質汚濁物質濃度として計算する。また、排水中の水質汚濁物質濃度は、水質の最大値(施設排水基準の上限値)、排水量は最大量を用いて計算する。そのため、得られた予測結果は理論上の最大濃度を示している。

$$C = \frac{C_1 Q_1 + C_2 Q_2}{Q_1 + Q_2}$$

C : 完全混合したと仮定したときの濃度

C₁ : 現状河川の水質汚濁物質濃度

C₂ : 排水中の水質汚濁物質濃度

Q₁ : 河川流量

Q₂ : 排水量

出典) 「廃棄物処理施設生活影響調査指針」
(環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 平成 18 年 9 月)

式-1 完全混合式

(3) 予測条件

1) 予測時期及び予測項目

予測時期は、河川流量が最少となり、施設による放流水の水質に与える影響が最大となる渴水期（12月～2月）とし、予測項目は排水基準へ項目追加が行われた1,4-ジオキサンとする。

2) 発生源の条件（施設排水の水質汚濁物質濃度）

施設排水の水質及び排水量を表4-3-1に示す。

表4-3-1 施設排水の水質・排水量

項目	法令基準 (mg/L)	維持管理基準 (mg/L)
1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下

注) 法令基準とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」による基準をいう。

3) 現状河川の水質汚濁負荷濃度（バックグラウンド濃度）の条件

現地調査を実施した神宮寺川（花見橋）、神宮寺川（月見橋）、神宮寺川（向島せき）、神宮寺川（禊橋）について、渴水期（12月）の現地調査結果を現状河川の水質汚濁負荷濃度とした。

都田川（落合橋）については、河川流量は平成18年～20年の渴水期（12月～2月の平均値）を使用し、水質汚濁負荷濃度は平成27年度の最大値（「静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」より引用。）を使用した。

現状河川の流量を表4-3-2に示す。

表4-3-2 現状河川の流量

単位：m³/日

地点名	渴水期の流量
神宮寺川（花見橋）	8,784
神宮寺川（月見橋）	17,280
神宮寺川（向島せき）	20,160
神宮寺川（禊橋）	23,040
都田川（落合橋）	384,480
施設排水最大値	342

(4) 予測の結果

定量的予測結果を表 4-4-1 に示す。

予測結果を見ると、施設稼働による影響が最も大きくなる神宮寺川（花見橋）においても予測結果が環境基準を満たしていることから、施設稼働による影響は軽微であると判断される。

表 4-4-1 予測結果

調査地点	種別	結果 (mg/L)	維持管理基準 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
神宮寺川（花見橋）	現況	0.005 未満	0.5 以下	0.05 以下
	予測	0.024		
神宮寺川（花見橋）	現況	0.005 未満		
	予測	0.015		
神宮寺川（花見橋）	現況	0.005 未満		
	予測	0.013		
神宮寺川（花見橋）	現況	0.005 未満		
	予測	0.012		
都田川（落合橋）	現況	0.005 未満		
	予測	0.005		

注) 維持管理基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」